

伊勢湾港湾広域防災協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「伊勢湾港湾広域防災協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、伊勢湾における港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾法(昭和二十五年二百十八号)第五十条の四に基づき設置する。

(組 織)

第 3 条 協議会は、下記の構成員により組織する。

国土交通省 中部地方整備局 副局長
国土交通省 中部運輸局 次長
国土交通省 第四管区海上保安本部 次長
愛知県 副知事
三重県 副知事
名古屋港管理組合 副管理者
四日市港管理組合 副管理者

(協議事項)

第 4 条 協議会は、伊勢湾内の各港における防災・減災に係る広域連携課題に対する基本方針について協議するものとし、協議が調った事項について、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

(会 長)

第 5 条 協議会に会長を設けるものとし、国土交通省中部地方整備局副局長をもって充てる。

- 2 会長は、議事その他の会務を総括する。
- 3 会長は必要に応じ、第 3 条に定める者以外の出席を求めることができる。

(協議会の事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部に置く。

(その他)

第 6 条 本規約に定めのない事項については、協議会の決定による。

(附 則)

この規約は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。